

別表第24（第19条，第20条，第24条，第25条関係）：一般用生鮮食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
<p>玄米及び精米</p>	<p>名称</p>	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>① 玄米にあつては「玄米」と表示する。</p> <p>② もち精米にあつては「もち精米」と表示する。</p> <p>③ うるち精米のうち，胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%未満のものにあつては「うるち精米」又は「精米」と表示する。</p> <p>④ うるち精米のうち，胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と表示する。</p>
	<p>原料玄米</p>	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>① 産地，品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い，かつ，当該原料玄米の産地，品種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米にあつては，「単一原料米」と表示し，その産地，品種及び産年を併記することとし，この場合における産地は，国産品にあつては都道府県名，市町村名その他一般に知られている地名を，輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。</p> <p>② ①に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には，「複数原料米」等原料玄米の産地，品種又は産年が同一でない旨を表示し，その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合，国産品にあつては「国内産 △割」と，輸入品にあつては原産国ごとに「○○産 △割」と，国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し，「○○」には国名，「△」には使用割合を表す数字を表示する（③において同じ。）。</p> <p>③ ②の場合においては，②の規定による「国内産 △割」又は「○○産 △割」の表示の次に括弧を付して産地，品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部について，当該産地，品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合に限り，それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて，次に定めるところにより表示することができる。</p> <p>イ 複数の原料玄米について表示する場合にあつて</p>

		<p>は、当該原料玄米の使用割合の高い順に表示する。</p> <p>ロ 複数の原料玄米について表示することができる場合にあっては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。</p> <p>ハ 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示する全ての原料玄米について表示項目をそろえて表示する。</p> <p>ニ 産地の表示をする場合にあっては、①に規定するところにより表示する。</p> <p>④ ①又は③の場合においては、産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法(以下「表示確認方法」という。)について、次に定めるところにより表示することができる。</p> <p>イ 当該産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部について証明(国産品にあっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた場合にあっては、当該産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示する。</p> <p>ロ イに規定する場合以外の場合にあっては、表示確認方法(産地、品種及び産年の3つの表示項目については証明以外の方法に限る。)を表示する。</p>
	内容重量	内容重量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示する。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して表示する。
	調製時期、精米時期又は輸入時期	玄米にあっては調製時期を、精米にあっては精米時期を、輸入品であって調製時期又は精米時期が明らかでないものにあっては輸入時期を年月旬又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあっては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。
	食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。
シアン化合物を含	アレルゲン(特定原材	1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物

有する豆類	料に由来する添加物を含むものに限る。)	<p>が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	輸入年月日	輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p>
	加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）	<p>加工所（食品の加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この項において同じ。）が行われた場所。以下この表において同じ。）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び食品の加工を行う者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）を表示する。</p>
	使用の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
しいたけ	栽培方法	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>① 原木栽培によるしいたけにあつては、「原木」と表示する。</p> <p>② 菌床栽培によるしいたけにあつては、「菌床」と表示する。</p>

		③ 原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては、重量の割合の高いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と表示する。
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご	アレルギー（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る）	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにおいて、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	保存の方法	食品の特性に従って表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。
	消費期限又は賞味期限	<p>1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を省略することができる。</p>
	添加物	<p>1 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては、当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、防ばい剤又は防かび剤として使用される添加物以外の添加物を含むものにおいて、当該添加物の物質名の表示及び当該添加物に係る</p>

		別表第7の下欄に掲げる表示を省略することができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	<p>1 加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、加工所の所在地又は加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p>
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	保存の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
	鳥獣の種類	1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を表示する。

		<p>2 鳥獣の内臓にあつては「牛肝臓」,「心臓(馬)」等と表示する。</p> <p>3 名称から鳥獣の種類が十分判断できるものにあつては,鳥獣の種類を表示を省略することができる。</p>
	<p>処理を行った旨(刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。)を行ったものに限る。)</p>	<p>処理を行った旨を示す文言を表示する。</p>
	<p>飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨 (刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。)を行ったものに限る。)</p>	<p>「あらかじめ処理してありますので中心部まで十分に加熱してお召し上がりください」,「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」等飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨の文言を表示する。</p>
	<p>生食用である旨(牛肉(内臓を除く。)であつて生食用のものに限る。)</p>	<p>「生食用」,「生のまま食べられます」等生食用である旨を示す文字を表示する。</p>
	<p>と畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあ</p>	<p>とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては,原産国名)及びと畜場である旨を冠</p>

	<p>つては、原産国名) 及び畜場の名称 (牛肉(内臓を除く。)) であって生食用のものに限る。)</p>	<p>した当該と畜場の名称を表示する。</p>
	<p>加工施設の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名) 及び加工施設の名称 (牛肉(内臓を除く。)) であって生食用のものに限る。)</p>	<p>加工施設の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名) 及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。</p>
	<p>一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨(牛肉(内臓を除く。)) であって生食用のものに限る。)</p>	<p>「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります」, 「食肉(牛肉)の生食は、重篤な食中毒を引き起こすリスクがあります」等一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨の文言を表示する。</p>
	<p>子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨 (牛肉(内臓を除く。)) であって生食用のものに限る。)</p>	<p>「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は食肉の生食をお控えください」、「お子様、お年寄り、体調の優れない方は、牛肉を生で食べないでください」等子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の文言を表示する。</p>
<p>生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳</p>	<p>生乳、生山羊乳、生めん羊乳又は生水牛乳である旨</p>	<p>1 「生乳」,「生山羊乳」,「生めん羊乳」又は「生水牛乳」を表示する。 2 生乳のうち、ジャージー種の牛から搾取したものにあっては、「ジャージー種」等ジャージー種の牛から搾取した旨を示す文字を表示する。</p>
<p>鶏の殻付き卵</p>	<p>アレルギー(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)</p>	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加</p>

		物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
保存の方法		食品の特性に従って表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。
賞味期限		<p>1 賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、賞味期限の表示は、鶏の殻付き卵が産卵された年月日、採卵した年月日、重量及び品質ごとに選別した年月日又は包装した年月日の文字を冠したその年月日の表示をもって、これに代えることができる（生食用のものを除く。）。</p>
添加物		栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名		採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名又は名称は、採卵した施設又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した施設の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び採卵した者又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称を表示する。
使用の方法		食品衛生法第13条第1項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
生食用である旨（生食用のものに限る。）		「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を示す文字を表示する。
摂氏10度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）		「10℃以下で保存することが望ましい」の文言等摂氏10度以下で保存することが望ましい旨を示す文言を表示する。
賞味期限を経過した後は飲食に供する際		「賞味期限経過後は、十分に加熱調理する必要があります」の文言等賞味期限を経過した後は飲食に供する際に

	に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）	加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。
	加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）	「加熱加工用」等加熱加工用である旨を示す文字を表示する。
	飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）	「飲食に供する際には加熱殺菌が必要です」等飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。
水産物	解凍した旨（凍結させたものを解凍したものである場合に限る。）	「解凍」と表示する。
	養殖された旨（養殖されたものである場合に限る。）	「養殖」と表示する。
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。以下同じ。）であって生食用のもの（凍結させたものを除く。）	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	保存の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表

		示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
	生食用である旨	「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を示す文言を表示する。
ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの	処理年月日	処理年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。
	処理事業者の氏名又は名称及び住所	処理事業者の氏名又は名称及び住所を表示する。
	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。
	漁獲水域名（原料ふぐの種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）の筋肉を原材料とするもの又はなしふぐ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）の精巢を原材料とするものに限る。）	漁獲水域を表示する。
切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにおいて、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来す

		る旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
	保存の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
	加工年月日（ロットが特定できるもの）	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいずれかを表示する。
	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。
	漁獲水域名（原料ふぐの種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）の筋肉を原材料とするもの又はなしふぐ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）の精巢を原	漁獲水域を表示する。

	材料とするものに限る。)	
	生食用であるかないかの別(凍結させたものに限る。)	生食用のものにあつては、生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、生食用でない旨を示す文言を表示する。
	生食用である旨(凍結させたものを除く。)	「生食用」等生食用である旨を示す文字を表示する。
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの	アレルギー(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	保存の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
	生食用であるかない	生食用のものにあつては、生食用である旨を示す文言を

	かの別	表示し、生食用でないものにあつては、生食用でない旨を示す文言を表示する。
生かき	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し2種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
	保存の方法	食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。
	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
	生食用であるかないかの別	生食用又は加工用の別を表示する。生食用以外のかきについては、「加熱調理用」、「加熱加工用」、「加熱用」等加熱しなければならないことを明確に表示する。
	採取された水域（生食用のものに限る。）	都道府県、地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区が、自然環境等を考慮した上で決定した、採取された水域の範囲を表示する。

